

平成24年度第1回事業評価技術検討会概要

開催日 平成24年7月20日（金） 13:30～15:45
場 所 四国森林管理局三階応接室

出席者

委員： 笹原 克夫（高知大学農学部教授）
渡邊 法美（高知工科大学マネジメント学部教授）
酒井 敦（森林総合研究所四国支所チーム長）

局： 石原森林整備部長、大竹森林整備課長、村田治山課長
川久保治山技術専門官、草留治山課専門官（災害調整）、濱口森林育成係長
佐々木林道計画係長

事務局：五味企画調整室長、松尾企画調整室長補佐、長崎監査係長

1. 期中の評価（穴吹川地区民有林直轄地すべり防止事業）について

（委員）：この事業は地すべり等防止法に基づく地すべり防止事業であり、森林法に基づく治山事業ではない。地すべり防止事業であれば、地すべりの安定性の向上という意味での全体計画の説明を頂きたい。

（局）：この地区は、23年度に災害を受け、まず災害予算要求をし、初期安全率0.98からスタートし、目標安全率を計画している。予算執行全体では、集水井工3基を計画し、施工した後の計画安全率を1.03としている。その後アンカー工等により目標安全率までの計画はしているが、この事業期間内で完了させるのは非常に厳しいため、抑制工を施工し安全率の推移を見ていく。地すべり機構調査も実行しており、調査結果を見ながら、施工効果を検証し、目標安全率まで近づける計画をしている。

（委員）：資料の中で費用対効果分析の説明があるが、評価個表などでは、Bは便益と表記されている。便益と効果はどのように使い分けているのか。

（局）：便益については、定量的な効果の把握が可能な貨幣価額で示せるものであり、純然たる効果の一部に含まれるものである。また、技術的な課題から今のところ貨幣換算できず定性的にしか示すことができない効果も効果である。

（委員）：流出の土砂量や洪水防止で流出係数が用いられているが、この数値はマニュアルに沿って得られているものか。それとも実地調査から算出したものか。

(局) : 林野庁で作成している「林野公共事業マニュアル」があり、それに沿った形で、その事業に合わせてやっている。

(委員) : 事業対象区域と保全効果区域と二つに分けて積算をしているが、なぜか。それらの区域は具体的に何を指しているのか。

(局) : 事業対象区域とは、実際に事業を行った区域である。その周辺にある効果を及ぼす区域が保全効果区域となる。これが重複しないよう保全効果区域から事業効果区域を差し引いている。

(委員) : 事業評価の事業対象区域と保全効果区域について、特に便益は保全効果区域の広さが大きく影響するので、そこは図面上で示していただきたい。

2. 完了後の評価（蒼社川地区民有林直轄治山事業・四万十川地区森林環境保全整備事業）について

(委員) : 事業としての実績はどうだったのか。計画時との差はどれほどあったのか。その原因は何と考えるか。そのようなことを次の事業評価にフィードバックしていく必要があると考える。また、事業の実際の効果についての検証は限界があるため、モニタリング調査などフォローは必要である。

(委員) : 森林整備事業の事業費集計表には、平成14年～18年の実際の事業費に加えて、19年以降の事業費が平成97年まで加算されているが、平成14年～18年のみで評価を行うべきではないか。

(局) : 新植後、下刈、除間伐などの森林整備を積み重ねて、木を伐採するまでの80年を1サイクルと想定して計算を行っている。そのため、森林整備の事業費も便益も新植後80年間を加えた期間（評価期間）で評価している。

(委員) : 事業計画期間5年に対し、評価結果は非常に長期にわたっている。森林整備は短期間で事業が完了するものでないことを承知したうえで、期中の評価とするならば理解できるが、完了後の評価として扱うのには少し無理があるのではないか。